

新規就農者への支援について

青年就農給付金など

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を雇いたいと考えている皆さんを支援します。

1. 青年就農給付金(経営開始型)

経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間支援します。

〔給付額〕 150万円/年 (最長5年間)

給付要件

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の新規就農者であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農であること(具体的には、以下の要件)
 - ① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること(農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること)
 - ② 主要な機械・施設を給付対象者が所有、又は借りていること
 - ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- 3 独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 4 人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること(見込みも可)
- 5 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複しないこと
- 6 青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

給付停止

- 1 給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合
- 2 計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと町が判断した場合

返 還

農地の過半を親族から貸借している場合に、親族から貸借している農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合

2. 青年就農給付金(準備型)

農業技術及び経営ノウハウ習得のために研修に専念する就農希望者を支援します。

〔給付額〕 150万円／年 (最長2年間)

給付要件

- 1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指すこと
(親元就農を目指す者については、研修終了後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること)
- 3 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ① 栃木県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること
 - ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a. 先進農家・先進農業法人が、技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
 - b. 先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族(三親等以内の者)でないこと
 - c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短時間のパート・アルバイトは除く)を結んでいないこと
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複しないこと
- 6 青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

返 還

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修期間終了後1年以内に45歳未満で就農しなかった場合
- 3 給付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農又は親元への就農を継続しない場合
- 4 親元就農者について、研修終了後5年以内に経営継承しなかった場合、又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

3. 青年等就農資金

青年等の就農の定着促進のため、無利子で資金を援助します。

貸付利率： 無利子
限度額： 3,700万円
償還期限： 12年以内
担保等： 実質無担保・無保証人

要件

- 1 新たに農業経営を営もうとする青年等であって※、町から青年等就農計画の認定を受けた者(認定就農者)

※ 青年(原則18歳以上45歳未満)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人。農業経営を開始してから5年以内の者を含み、認定農業者を除く。

2 資金用途

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ 花木等の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 農機具、運搬用器具等の賃借権の取得に必要な資金
- ⑦ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- ⑧ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑨ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用器具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

4. 農の雇用事業

【雇用就農者育成タイプ】

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修等の実施を支援します。

〔給付額〕 最大120万円／年（最長2年）

【法人独立支援タイプ】

農業法人等が就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たな農業法人として独立させるために実施する研修に対して支援します。

〔給付額〕 最大120万円／年（最長4年）

ただし3年目以降は、最大60万円／年

農業法人等の要件

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体であること
- 2 正職員として雇用すること(法人独立支援タイプは期間の定めのある雇用)
- 3 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、就農・独立に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行うことができること
〔青年就農給付金（経営開始型）を受給している経営体ではないこと〕
- 4 雇用就農者との間で、過去に雇用契約がないこと
- 5 労働保険(雇用保険、労災保険)に加入すること
- 6 過去に雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと
- 7 国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金等を受給していないこと
- 8 雇用就農者が青年就農給付金(準備型)で研修を受けた経営体と同じでないこと
- 9 過去に本事業の対象となった雇用就農者が複数いる場合、1/3が農業法人等の原因により離職していないこと

雇用就農者の要件

- 1 原則45歳未満の者であること(法人独立支援タイプは独立予定時に45歳未満であること)
- 2 農業就業経験が5年以内であり、研修終了後も就農を継続(法人独立支援タイプは農業法人として独立)する強い意欲を有する者であること
- 3 雇用就農者が過去に本事業の対象となっていないこと
- 4 法人独立支援タイプの場合、研修終了後1年以内に農業法人として独立すること